



NCC 日本キリスト教協議会

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18-24 振替 00180-4-75788
TEL : 03-6302-1919 FAX : 03-6302-1920
E-mail : general@ncc-j.org http://ncc-j.org

NATIONAL CHRISTIAN COUNCIL IN JAPAN

JAPAN CHRISTIAN CENTER 24, 2-3-18 Nishiwaseda, Shinjuku-ku, Tokyo, 169-0051 JAPAN
Phone : 81-3-6302-1919 Fax : 81-3-6302-1920
E-mail : general@ncc-j.org http://ncc-j.org

総会議長
吉高 叶
総幹事
金性済

Rev. Kano YOSHITAKA
Moderator

Rev. Dr. Sungjae KIM
General Secretary

ウィシュマさん死亡に関する最終調査報告書の内容に抗議します

内閣総理大臣 菅義偉 様

法務大臣 上川陽子 様

出入国管理庁長官 佐々木聖子 様

「あなたは寄留者を虐げてはならない。あなたたちは寄留者の気持を知っている。あなたたちは、エジプトの国で寄留者であったからである。」(出エジプト記 23 章 9 節)

今年 3 月 6 日、スリランカ出身のウィシュマ・サンダマリさんが名古屋入管収容中に、悪化する健康状態のゆえに医療の助けを求めたのになえられず死亡する事件が起こりました。その衝撃は、市民社会の大きな批判が向けられていた出入国管理法の改定案が 5 月 18 日には廃案に追い込まれることにも計り知れない影響を与えたと考えられます。ウィシュマさんの死の真相解明を遺族が訴えた結果、去る 8 月 12 日に、6 か月余りに及ぶ収容生活のビデオ記録を 2 時間に編集したものが遺族に公開されましたが、彼女らは堪えられず、見はじめて 1 時間後には慟哭しながら法務省を後にすることになりました。

このビデオ公開に二日先立つ 8 月 10 日には、ウィシュマさんの死亡に関する最終調査報告書(以下、報告書)が出入国管理庁によって公表されました。この報告書には、「全職員の意識改革」や「医療体制の強化」などが挙げられていますが、ウィシュマさんを死に至らしめた重大な問題が見落とされていることに、わたしたちは抗議します。

第一に、入管法 52 条に基づく、被収容者の無期限収容の本質的な問題は、日本が遵守すべき自由権規約第 9 条 1 項の、在留資格喪失者にも保障されるべき「身体の自由」を奪い、恣意的拘禁に相当する点について、報告書においては全く問い直されていません。

第二に、昨年 8 月 21 に名古屋入管に収容されて以来、3 月 6 日に死亡するまで、ウィシュマさんが今年 1 月 4 日に仮放免申請をしたにもかかわらず不許可となり、甚だしく健康を損ねた状態で 2 月 22 日にも申請しましたが、許可を受けられないまま、ウィシュマさんは死に至ることとなりました。このように、ウィシュマさんの死の背景には、名古屋入管による専断的な対応によって健康の窮状からの改善を願い仮放免申請することの司法審査を受ける権利がウィシュマさんからはく奪されていた事実があります。これは自由権規約第 9 条 4 項違反です。



NCC 日本キリスト教協議会

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18-24 振替 00180-4-75788
TEL : 03-6302-1919 FAX : 03-6302-1920
E-mail : general@ncc-j.org http://ncc-j.org

NATIONAL CHRISTIAN COUNCIL IN JAPAN

JAPAN CHRISTIAN CENTER 24, 2-3-18 Nishiwaseda, Shinjuku-ku, Tokyo, 169-0051 JAPAN
Phone : 81-3-6302-1919 Fax : 81-3-6302-1920
E-mail : general@ncc-j.org http://ncc-j.org

総会議長
吉高 叶
総幹事
金性済

Rev. Kano YOSHITAKA
Moderator

Rev. Dr. Sungjae KIM
General Secretary

第三に、医療による救済を求めたウイシュマさんに対して報告書で、「一度、仮放免を不許可して立場を理解させ、強く帰国を説得する必要あり」(58 頁)とした入管職員の判断は、収容という措置を、彼女をして帰国を選択させるための、まるで拷問的手段のように選択していることを意味していると言うほかなく、人間としての感性を著しく喪失した事態と言えます。

第四に、ウイシュマさんが警察に出頭した背景には、DV からの保護があったにもかかわらず、名古屋入管も報告書においても、その事態の深刻さを、DV 防止法に基づく入管の DV 措置要領に従い、DV 専門家をもって真剣に取り扱うことを明らかに怠っています。

この度のウイシュマさんの死は、彼女本人のいのちの尊厳を甚だしく傷つけ、人権を踏みにじった事態であり、それは日本社会ばかりでなく、世界に日本の入管体制がいかに人権感覚を喪失し、国際人権条約の基準を逸脱しているかを白日の下にさらすことになりました。

以上の諸点について断固抗議するとともに、わたしたちは、法務省出入国管理庁が、政府の締結した国際法規を「誠実に遵守する」ことを謳う憲法第 98 条 2 項に立ち返り、日本の入管体制の、とりわけ長期収容主義を改め、被収容者に対する人道的な取り扱いと仮芳名申請に関する司法審査権を明確に保障することを、ここに強く要望するものであります。

2021 年 8 月 19 日

日本キリスト教協議会

総幹事 金性済

在日外国人の人権問題委員会委員長 李明生
東アジアの和解と平和委員会委員長 飯塚拓也